



記者発表資料	
令和2年5月22日	
担当課 (担当者)	経済・雇用戦略課 (中村、古網)
電 話	30-8281 (内線 7510)

鳥取市中小企業者経営持続化給付金の申請受付を開始します

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、経営に大きな影響を受けた鳥取市内の中小・小規模事業者のうち、国の持続化給付金の対象とならなかった事業者に対し、鳥取市独自の支援策として「鳥取市中小企業者経営持続化給付金」を創設し、5月22日（金）より申請受付を開始します。

1 対象者	令和2年3月以前に鳥取市内に本店・本社など主たる事業所を置く中小・小規模事業者 ※ これらと同規模の社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人も含まれます。 ※ 政治団体、宗教上の組織又は団体並びに暴力団関係者は除きます。
2 対象要件	次の3点を全て満たす場合に給付金を支給します。 (1) 給付金の支給後も事業を継続する意思があること。 (2) 令和2年1月から12月までのうち、前年同月比で売上が<u>30%以上減少した月があること。</u> ※1 前年度の月次売上が添付書類で確認できない場合、<u>前年度月平均の売上から30%以上減少した月で可。</u> ※2 収入に季節性があり、連続した3か月間に年間売上の50%以上が集中する事業者については <u>その3か月間の売上合計と前年同時期の3か月間の売上合計とを比較して、売上が30%以上減少していれば可。</u> ※3 令和2年1月から3月に創業している場合は、<u>創業月から3月までの月平均の売上から30%以上減少した月で可。</u> (3) 国の持続化給付金の支給対象でないこと。また、今後受給する意思がないこと（併給は不可）。
3 給付金額	30万円 ※ (前年度の年間事業収入) - (減少月の売上×12) を上限とします。 ※ 2(2) ※2によるときは、(前年同時期の3か月間の売上合計) - (当該3か月間の売上合計) を上限とします。
4 申請方法	以下のいずれかの方法で申請を受付けます。 (1) 電子申請（市役所ホームページにリンクを掲載） (2) 郵送による申請（申請書は市役所ホームページからダウンロードできます。） (3) 窓口申請 受付窓口：鳥取市役所4階 経済・雇用戦略課 ※大変混み合うことが予想されますので、なるべく(1)又は(2)の方法で申請いただきますよう、ご協力をお願いします。
5 申請期間	令和2年5月22日（金）から令和3年1月29日（金）
6 問い合わせ	給付金専用番号 0857-30-8255（平日9:00～17:00）